

出張復命書

令和 7 年 11 月 6 日

所属・職名・氏名	岡山市障害者基幹相談支援センター 平松啓生	
出張目的	令和 7 年度岡山県医療観察制度運営連絡協議会	
出張先	岡山法務総合庁舎 2 階 検察会議室	
出張期日	令和 7 年 11 月 5 日 (水)	
相手方対応者	職名・氏名	岡山保護観察所
復命概要	<p>別添資料に基づいて報告がありました。</p> <p>1. 医療観察法の施行状況等について</p> <p>(1) 全国の施行状況について (資料 1)</p> <p>(2) 県内の施行状況について (資料 2)</p> <ul style="list-style-type: none">・指定入院施設は中国 5 県にはあるが、四国 4 県、兵庫県にはなく、そこから受け入れることがある・岡山管内では生活環境調整の受理時点で 60 歳超の対象者も一定数いる・指定入院施設である岡山県精神科医療センターでは現在 15 名の対象者がいる・入院処遇から通院処遇となった際の指定通院医療機関の拡大が課題である・指定入院から指定通院へ移行した後、終結までの間で対象行為が繰り返される案件がなかった・多職種チームで関わることで地域の中で少しずつ根付いている事の成果であるといった報告がありました。 <p>報告内容に関し、当協会から『県内の施行状況 (資料 2)、P10 精神保健観察における終結時の居住地の状況』のグラフにある、社会福祉施設とはどのようなものか?』と質問したところ、「宿泊型自立訓練や共同生活援助である」との回答がありました。加えて、「宿泊型自立訓練は県内に 3 カ所しかないが、2 年の利用後は、対象者の帰住地に戻るような働きかけをしているか?それとも施設の近隣の賃貸物件や共同生活援助への移行など、帰住地へ戻りにくい状況があるか?』と質問したところ、「次の議題 (協議) でも話題となるが、指定通院施設がない地域もあり、そういった場合には帰住地への意向を希望していても戻れない事情もある」との回答でした。「保護観察所だけで難しい場合に、地域の側で協力できることはしていきたい。」と返答しています。</p> <p>2. 協議 (資料 4)</p> <ul style="list-style-type: none">・指定通院施設について、倉敷市にない状況。・市内病院に働きかけはしているが、組織内で意見がまとまらない状況・スタッフの不足、医師の不足などにより体制が整わない・倉敷市を帰住地とする対象者は一定数いるが、指定通院施設が倉敷市内にない状況から、倉敷市を帰住地にできないケースがある	

・指定通院施設の条件として薬剤（クロザピン）が使用できることがあるが、倉敷市内には対応できる病院がない（※クロザピンはシステムを組むのが大掛かりで体制を整える負担がある）

・指定通院施設が少ないと、既存の施設へ集中してしまう

・にも包括の理念からも、倉敷市内に指定通院施設を確保したいが、観察所だけでは限界もある。

・にも包括の理念からも、倉敷市内に指定通院施設を確保したいが、観察所だけでは限界もある。

といった報告がありました。

今後の課題として「まず指定通院施設になってもらうべく開拓をしていく。岡山県の課題としてアプローチしていきたい。この協議会の皆様にも協力をいただきたい。」との呼びかけがありました。

会場からは、「指定通院医療機関従事者研修会があるので、参加してもらうなど働きかけをしてはどうか？」との意見がありました。

3. 事務連絡

運営要領の見直しについて（資料5）

運営連絡協議会の構成機関について、以下の意変更がありました

補完型指定通院医療機関として

- ・訪問看護ステーションビートウォール
- ・訪問看護ステーション宙 が追加されています。

所感：対象者の「地域に戻れない」現実を共に変えていく責任を感じました。地域に指定通院施設が存在しないという現状は、単なる医療資源の偏在にとどまらず、「地域に戻る」という基本的な権利や希望が制度的に阻まれているという構造的課題があります。

これは、にも包括の理念と現実との乖離であり、「地域で暮らすこと」を支えるための包括的支援体制を掲げながら、実際には制度上の要件が帰住の選択肢を狭めているというギャップに他ならず、結果として帰住困難がゆえの「孤立」を招いています。

指定通院施設がないことで、希望する帰住地に帰れない対象者がいるという事実は、制度の網の目からこぼれ落ちる人々の存在を示しています。これは「地域で暮らす権利」の侵害とも言え、支援者として見過ごせない倫理的課題です。

保護観察所からの「岡山県の課題としてアプローチしていきたい」という呼びかけは、制度の壁を越えて地域全体で支える姿勢を示すものであり、非常に重要です。相談支援専門員協会として、できる協力を行うことの必要性を感じました。

<配布資料は別添のとおり>

※資料1は取扱注意（関係者限り）となっています

会長検印

令和 7 年 11 月 8 日

永田 拓



平成 28 年 5 月 31 日現在